平成２３年（フ）第５０４号
愛媛県松山市鷹子町32番地１　ピースフル鷹子101号
破産者　船岡孔一郎
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９号
愛媛県今治市石井町３丁目５番10号　コーポ浅川102号、旧住所愛媛県西条市円海寺175番地２
破産者　黒河　枝里（旧姓門田）
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第６２号
愛媛県今治市大西町別府634番地、前住所愛媛県四国中央市三島朝日１丁目９番36号ダグラスファ寮606号、前々住所愛媛県四国中央市三島朝日３丁目５―17スプルース寮
破産者　小池　久嗣
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第６７号
愛媛県今治市松木233番地１　アバンティハイツ205号、旧住所愛媛県今治市四村52番地１
破産者　別宮　美月
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第７５号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙1202番地
破産者　兵頭　　洋
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第７４号
大分県宇佐市大字長洲66番地の６
破産者　中崎　　徹
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第７５号
大分県豊後高田市来縄2462番地３
破産者　小原　りえ
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第７６号
大分県宇佐市大字城井665番地の７
破産者　脇山　秀子
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８８号
宮崎県日向市美々津町2736番地15
破産者　黒木　普子
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４７４号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目16番17号　九電原良社宅103号
破産者　宮之原紀子
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４５号
鹿児島県鹿児島市柳町12番12号　ハイムＪ302号
破産者　救仁郷　崇
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４６号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地10　エヴォルート南栄508号
破産者　西小野弘子
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目14番７号　サンロードN51―105号
破産者　松浦　志穂
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５５０号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目35番１―403号
破産者　佐土原親憲
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５５３号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目７番32号
破産者　熊須　明子
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５７２号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目18番15号　中園荘101号
破産者　髙原　　義
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５８０号
鹿児島県日置市東市来町美山1537番地３
破産者　梅木　葉子
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６０４号
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目43番２号
破産者　森山　當子
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町14番17号　第３森山ビル202号
破産者　山田　　徹
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１６９号
鹿児島県志布志市志布志町帖3241、住民票上の住所鹿児島県志布志市志布志町夏井671番地
破産者　松下　和幸
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
鹿児島県志布志市志布志町帖3241番地、住民票上の住所鹿児島県志布志市志布志町夏井671番地
破産者　松下トモ子（旧姓江口）
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目7239番地２　永峯貸家１―２号、前住所鹿児島県曽於郡大崎町野方2918番地８
破産者　井元　純明
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
鹿児島県鹿屋市笠之原町3570番地11
破産者　坂元　　正
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第８号
千葉県鎌ケ谷市東初富１丁目６番７号
再生債務者　佐藤　昭夫
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月16日から平成24年３月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再イ）第１３９３号
東京都品川区東大井１―２―２―405
再生債務者　野田　浩史
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月23日から平成24年４月13日まで
東京地方裁判所民事第20部